

定期監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（定期監査報告書（平成24年3月8日分））

番号	対象部	対象課	件名	指摘事項	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
11	市民生活部	環境課	(1) 人事管理事務について	①時間外勤務の支給について ア. 職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当について 割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）の支給において、過請求による過払いがあった。	措置済・実施済	職員の給与に関する条例第16条第3項の規定を理解せず、週休日勤務の代休を割り振られた日が含まれる1週間内に時間休を取得していたにもかかわらず、週休日勤務に係る法定外時間勤務手当の支給を受けてしまったため。	過払分の時間外勤務手当について、翌月の給与において調整・精算した。	課内において、「職員の給与に関する条例」その他関係規則等の習熟を深めるとともに、時間外勤務等の報告時におけるチェック体制を強化する。
	市民協働部	防災安全課			措置済・実施済	制度改正に係る時間外勤務・休日勤務記録簿の記載要領の理解不足から生じてしまった。	指摘を受けて後、その後の平成24年1月分給料にて調整・精算した。	各職員に記載要領を再確認させ、複数の職員にて二重・三重のチェックを実施している。
	健康福祉部	高齢福祉課			措置済・実施済	震災支援で被災地へ支援のため派遣された際、休日も続けて職務に従事したため、法定労働時間を超える勤務時間ということで、時間外手当を請求し受給したが、派遣終了直後に休日を取っていたため、法定労働時間超ということには該当しないことが判明した。	過払い分を調整・精算した。	市職員給与に関する条例を正しく理解し、適正な事務を行う。
12	市民協働部	防災安全課	(1) 人事管理事務について ①時間外勤務の支給について	①時間外勤務の支給について イ. 職員の給与に関する条例第16条第5項の規定による時間外勤務手当について 1箇月について60時間を超える時間外勤務の時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の150等）の支給において、過請求による過払いがあった。	措置済・実施済	制度改正に係る時間外勤務・休日勤務記録簿の記載要領の理解不足から生じてしまった。	指摘を受けて後、その後の平成24年1月分給料にて調整・精算した。	各職員に記載要領を再確認させ、複数の職員にて二重・三重のチェックを実施している。
		管理課			措置済・実施済	時間外勤務・休日勤務記録簿における入力ミスによる。	時間外勤務・休日勤務記録簿を訂正し、職員課に正しい時間請求をした（返還済）。	所属長及び監督責任者によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
13	健康福祉部	子育て支援課	(1) 人事管理事務について	ウ. 他課等の業務への協力分の時間外勤務に係る時間外勤務手当が、誤って所属課においても重複して請求されていた。	措置済・実施済	災害等における非常配備の時間外勤務の手当は、勤務の担当課で支給請求するのではなく、防災安全課で支給請求することになっているが、勤務担当課において「時間外勤務・休日勤務記録簿」（7月）の他所属協力該当に記入しなかったため、誤って非常配備(2時間)の時間外勤務手当が重複して支給されていた。	時間外勤務手当の支給を調整・精算した。	「時間外勤務・休日勤務命令簿」と「時間外勤務・休日勤務記録簿」の勤務時間が一致し誤りがないよう全職員に周知し、集計時にも担当が再度確認することとした。
14	経済建設部	建築指導課	(2) 財産管理事務について	①行政財産の目的外使用に係る使用料について 使用料の額が年額で定められている仕様物件に係る使用の期間が1年未満の場合の使用料は、行政財産の目的外使用に係る使用料条例別表の備考第6号の規定により、月割をもって計算することとなっているが、年額の使用料を徴収していた。 ・行政財産目的外使用（市営勤生住宅地内の電柱設置）に係る使用料	措置済・実施済	みよし市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表備考6を確認せず、年度途中の追加電柱の使用料を、月額で徴収すべきところを年額で徴収してしまった。	月額で計算し、精算した。	根拠となる文書をフォルダに追加し、明確にした。
15	市民協働部	市民活動支援課	(3) 補助金交付事務について	①補助金の交付額について 行政区活動事業補助金交付要綱の規定による「地域ふるさと振興事業」の補助率（補助対象経費の3分の2）を超える額の補助金交付申請書を受理し、交付決定をしていた。	措置済・決定済	年度始めに25行政区から一斉に補助金の申請が行われ、一つ一つの件に関して、内容、金額、補助率の確認を行っている。今回の件は、当初に補助率の確認も行い範囲内であることを確認していたが、事業内容を細かく記載して欲しい旨を指摘事項として行政区に伝えた。その後、修正提出されたが、その際に指摘事項以外の金額の修正があることに気づかず、文字修正のみと思い込んでおり、見落として受理してしまった。	区長に事業内容の詳細をお尋ねし、使う予定の金額が申請額よりも多くなる見込みとの返事をいただいた。よって、区長同意のもと、実際の使用予定金額の申請書と差し替えを行い、補助率の範囲内になった。	・思い込みによる確認もれがないよう、再度確認を行う ・複数職員による補助率確認も行う ・チェックシートを作成する
16	経済建設部	道路下水道課	(4) 工事の執行状況について	①工程表等提出書類の未提出について 工事請負契約約款の規定により提出を求める書類（工程表、現場代理人・主任技術者通知書）が提出されていなかった。 ・公共樹設置工事その29（公共下水道）他8件	措置済・実施済	担当課発注工事について、30万円以上130万円未満の工事を30万円未満の工事と同様に扱い、書類提出について認識がなかった。	監督員及び検査員ともに、工事完了時における工事検査記録を活用し、提出書類等のチェックを行うこととした。	監督員、検査員以外の副主幹以上が、工事検査記録に基づき再チェックを行い書類等の提出漏れなどを防ぐ。
17	健康福祉部	福祉課（保健センター）	(5) 委託業務について	①委託業務の実施状況について 業務が仕様書、工程表に基づいて実施されていない。 ・保健センター清掃業務委託	措置済・実施済	8月に保健センター床改修工事を実施し、工事施工業者は工事完了後に床洗浄作業を実施した。清掃業者は、9月の清掃作業時に床改修工事箇所の洗浄作業を先延ばしとしたが、工程表は改めなかった。	清掃作業業者には、9月に予定していた未施工部分の床洗浄作業を12月に実施するよう指示し、12月20日に作業した。	床改修工事の入札後に、工事施工業者から提出される工程表を確認後、影響が生じる清掃作業委託の工程表の見直しが必要であったが、確認を怠ったため、今回の事態となった。今後は、工事等によって想定される他の委託業務のチェックを十分に行い、影響の生じる業務の工程表の見直しを行うなど再発防止に努めたい。

定期監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（定期監査報告書（平成24年3月8日分））

番号	対象部	対象課	件名	指摘事項	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
18	市民生活部	環境課	(5) 委託業務について	② 単価契約における消費税及び地方消費税の端数処理について 契約書には、各項目の契約単価に係る消費税及び地方消費税の額が1円未満の端数金額を切捨てた円単位で内税として表記されているが、契約書添付の仕様書の「委託料の支払い」の規定の中では、毎月の実績払い請求時の消費税及び地方消費税の扱いは、契約書の内税分を差引いた単価の実績数量分の合計額に対する外税としており、契約書とその仕様書で端数処理の扱いに関して相反する定めがされている。 ・粗大ごみ電話受付業務委託	措置済・実施済	単価契約における消費税及び地方消費税の内税と外税の端数処理(1円未満)扱いに対するの注意を怠ったため。	平成24年度の契約においては、契約書と仕様書では一致した内容とした。	現行の委託業務における単価契約については、課内のチェック体制を強化するとともに、端数処理の扱いが伴わない契約内容を検討する。
19	政策推進部	政策推進課	(6) その他	①さんさんバス・乗合タクシー運行契約について 市とさんさんバス運業者との運行契約書の第3条「さんさんバス及び乗合タクシーの運行条件」において、「さんさんバスの乗務員（運転手）は60歳以下の正社員とする。」と定められているが、62歳の乗務員による運転実績があった。	措置済・実施済	平成18年4月の高齢者の雇用の安定等に関する法律の施行により、定年制の引き上げや継続雇用制度が導入されたことに伴い、本市も65歳までの高齢者の雇用と認識していたが、契約条項の修正をすることなく契約を締結していた。	平成24年4月1日付け平成24年度分運行契約より、年齢条項を「65歳以下」に修正し契約を締結した。	契約書記載事項を厳重に点検を行うこととした。
20	教育部	教育行政課	(6) その他	②請負契約書等の収入印紙について ア. 印紙税法の規定による税率の収入印紙が契約書に貼付されていなかった。 ・サンアートキャノピー屋根防水工事他 1件	措置済・実施済	本工事の契約事務は情報システム課が行っている。契約後に契約書を受け取ったが、正しい金額の印紙を貼り付けてあるか確認を怠った。	請負者に契約書を渡し、不足分1,800円分の印紙を貼り付け、割り印を押印してもらった。	チェック表を用意して契約行為が正しく行われているか点検する。
21	総務部	総務課	(6) その他	② 請負契約書等の収入印紙について イ. 課税文書の請書に収入印紙が貼付されていなかった。 ・消防用設備保守点検業務委託	措置済・実施済	課税文書の請書に収入印紙が貼付されていなかった。	収入印紙を貼付した。	課税文書であるかどうかを印紙税法等により確認を行う。
22	経済建設部	建築指導課	(6) その他	② 請負契約書等の収入印紙について ウ. 不課税文書である建物の賃貸借契約書に収入印紙を貼付させていた。 ・市営住宅賃貸借契約書	措置済・実施済	契約書類なので印紙が必要と思い込み、貼付してしまった。	その後の契約での印紙貼付を廃止した。	根拠となる文書を行政財産の目的外使用許可関係書類の中にフォルダ化し、明確にした。